

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、迅速な経営の意思決定により、市場の変化に即応できる経営体制を確立するとともに、経営の健全性・透明性を確保するために、業務執行に対する取締役会及び監査役会の監督・監査機能を強化する経営の組織や仕組みを整備することが、コーポレート・ガバナンスの充実のために、極めて重要と考えております。また、社会に貢献する企業としての責任を明確にするために、「働く人の安全衛生の向上に寄与し、社会に貢献する」という当社の信条を、経営戦略の根幹に据えて業務に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載しております。

【補充原則1-2-2】

当社は、招集通知の早期発送は、株主様の議案の検討時間確保のため重要であると認識しております。当社においても、早期発送を検討しておりますが、招集通知は内容の正確性が重要であり、十分な作成・監査日程がとれないことで、誤った情報をお届けし、株主様にかえって混乱をきたす恐れなども否定できないため、現時点においては、当社の招集通知は法定期日までに発送することとしております。しかし、昨今の情勢等を鑑みて、招集通知の早期発送及びウェブサイトでの発送前の掲載につきましては、今後、実施できるよう体制整備を進めてまいります。

【補充原則1-2-4】

当社の株主における海外投資家の比率が低いことから、現時点においては、英文による招集通知の作成を行っておりません。議決権の電子行使については、今後検討してまいります。

【補充原則2-4-1】

当社は、中核人材の多様性の確保の重要性を認識しており、今後、優秀な人材については、性別・国籍等の属性を問わず、積極的に採用及び登用し、人材育成及び社内環境の整備に努めてまいります。

【補充原則3-1-2】

当社の株主における海外投資家の比率が低いことから、英語での情報開示は行っておりません。今後、その比率の推移に応じて、検討課題といたします。

【補充原則3-1-3】

当社はサステナビリティ、人的資本や知的財産への投資等が非常に重要であると認識しております。今後、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識したわかりやすい開示について、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1-2】

当社は、単年度ごとの業績等の見通しを公表し、中期経営計画については、社内での経営方針や経営戦略の検討のために策定しております。取締役会は、中期経営計画の進捗状況について報告を受け、妥当性に関する監視・監督機能を果たすことにより、中期経営計画の達成に向けた努力をいたしております。

【補充原則4-1-3】

当社は、取締役社長については、取締役会が人格・見識・実績等を総合的に勘案して適当と認められるものの中から選定することとしており、今後、取締役社長の後継者計画についての監督を行う体制につきましても検討してまいります。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、現在、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有する独立社外取締役を1名選任しており、独立・公正な立場から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言を通じて、取締役会の監督機能の強化を図っております。なお、当社は次期株主総会において、社外取締役の増員を果たすべく、検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は監査役設置会社であり、独立社外取締役の数は取締役会の過半数に達してはおりませんが、独立社外取締役を含む取締役会、独立社外監査役を含む監査役会、会計監査人による外部監査によって統治機能が十分に働いていると考えております。

【補充原則4-11-3】

当社では、定期開催される取締役会の他、必要に応じて適宜開催される臨時取締役会において、法令に定められる事項及び業務執行に係る重要事項等が報告され、社外取締役、監査役より業務執行体制及び監督体制について、活発な質問、助言等を受け、適宜、取締役の業務執行に反映しております。

現行の体制において、取締役会の実効性は確保されていると判断していますが、各取締役の自己評価なども参考にした、取締役会の実効性のさらなる向上とその結果の開示については、今後の課題として検討してまいります。

【原則5-2】(経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、中期的な経営指標として、経常的にROE10%以上を達成することを目標としているとともに、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関しての、より分かりやすく明確な説明については、今後、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載しております。

【原則1-4】(政策保有株式)

当社は、政策保有株式について、株式の安定化及び取引先との関係強化等を考慮し、中長期的な視点で当社の企業価値を向上させる株式を保有する方針であります。

同保有株式は、取締役会において定期的に経済合理性、保有の妥当性について検証をいたします。

また、その議決権行使にあたっては、議案の内容が発行会社の企業価値向上に資するものであるか判断し、適切に行使いたします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、関連当事者取引を行う場合は、取締役会において適切な手続きを実施し、有価証券報告書等で開示する方針であります。

なお、年1回、全役員に関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、確定給付企業年金の運用について、資産運用についての専門的知識を有する複数の金融機関へ委託し運用リスクの分散を図っております。

担当部門と各金融機関は定期的な会合を持ち、運用実績等を確認することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないよう努めております。

また、担当部門は、年金運用セミナーへの出席等を通じてその専門性を高めることに努めております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

() 当社は、当社の信条である『働く人の安全衛生の向上に寄与し、社会へ貢献する』を基本方針に、国内外の働く人々の健康と幸福を支え、かつ、地球の環境保全にも貢献することに、誇りと責任を持って仕事に取り組んでおります。

経営理念や経営方針、経営戦略等についての詳細は、当社ウェブサイトや有価証券報告書に掲載しております。

() 本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

() 当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しています。

また、報酬等の内容は月例の固定報酬のみで構成されております。

各取締役への配分の決定方法は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長が、経営環境、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の全てを決定しております。

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続の詳細は、有価証券報告書に記載しております。

() 当社の取締役を含む経営幹部の選解任につきましては、「取締役会規則」に規定されております。

取締役会は、各取締役候補者を人格・見識・実績等を総合的に勘案し選定し、株主総会への上程議案を定めて株主総会の決議により決定しております。

() 取締役の選任理由等につきましては、招集通知に候補者の略歴等を記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社は取締役会規則を設け、その中で法令・定款で定められている事項に加え、経営に影響を及ぼす重要な案件を取締役会決議事項としております。

また、社内規程等において各職位における決裁基準を定め、これに基づきそれぞれの事項について審議ならびに決裁を行っております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、東京証券取引所が定める基準を、独立性判断基準としております。

【補充原則4-11-1】

当社の業容等から判断し、現在の取締役会の人員規模や構成が適正と考えておりますが、今後も、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性および規模が最適となるよう努めてまいります。

また、招集通知及び有価証券報告書に、各取締役の役職、経歴等を記載しております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役及び監査役の兼任状況は、招集通知の事業報告並びに有価証券報告書に記載し開示しております。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役がその役割・責務を果たす事が出来るよう、必要に応じて、外部の研修会等を受講できる体制を整えております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との対話に関する窓口を総務部として取締役総務部長が統括し、社内との関係部門と連携して株主を含む投資家との対話について対応しております。

対話からの意見・要望については、速やかに取締役総務部長へ報告し、必要に応じて関連部門や取締役会へ報告する体制となっております。

なお、対話にあたっては、開示資料を中心にテーマを絞ることで、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

エア・ウォーター防災株式会社	734,000	10.32
株式会社千代田テクノル	706,000	9.92
重松開三郎	280,665	3.94
シマツ株式会社	250,000	3.51
理研計器株式会社	246,000	3.45
藤倉航装株式会社	133,333	1.87
重松宣雄	129,700	1.82
株式会社みずほ銀行	100,000	1.40
株式会社三菱UFJ銀行	100,000	1.40
重松製作所従業員持株会	92,500	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

支配株主に関する事項については、当社に支配株主が存在しないため、特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐山 利夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐山 利夫		元中野冷機株式会社専務取締役 イオンデイトラスト株式会社勤務 当社独立役員に指定しております	佐山 利夫氏は、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の経営に独立の立場から監督、ご助言いただき、今後の当社の成長と企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化に貢献することが期待できるため。 [独立役員の確保の状況] 東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から監査計画や監査結果等の説明を受けるとともに、定期的な意見交換や打ち合わせを行って、情報共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
島崎 規子	その他													
木谷 光宏	学者													
川井 良介	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島崎 規子		元城西国際大学大学院教授 国土交通省独立行政法人評価委員 当社独立役員に指定しております	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するため。 [独立役員の確保の状況] 島崎 規子氏は、当社との間に人的関係、資本的關係、又は取引関係その他特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しております。

木谷 光宏	明治大学名誉教授 人材育成学会会長 当社独立役員に指定しております	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するため。 [独立役員の確保の状況] 木谷 光宏氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しております。
川井 良介	元東京経済大学大学院教授 日本出版学会顧問 当社独立役員に指定しております	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するため。 [独立役員の確保の状況] 川井 良介氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は、全員独立役員に指定しております。

取締役 佐山 利夫氏は、社外取締役就任後開催の取締役会4回の全てに出席し、企業経営における豊富な経験と幅広い見識から発言を行っております。

監査役 島崎 規子氏は、2020年度開催の取締役会7回のうち3回に出席し、また、当期開催の監査役会14回の全てに出席し、主に元大学院教授としての経験を生かし、専門的な見地からの発言を行っております。

監査役 木谷 光宏氏は、2020年度開催の取締役会7回のうち3回に出席し、また、当期開催の監査役会14回の全てに出席し、主に元大学院教授としての経験を生かし、専門的な見地からの発言を行っております。

監査役 川井 良介氏は、2020年度開催の取締役会7回のうち3回に出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち12回に出席し、主に元大学院教授としての経験を生かし、専門的な見地からの発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与に関する施策について、具体的な内容の検討は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2020年度に支払った報酬額は次のとおりです。

取締役 15名 307,299千円(うち社外取締役 1名 2,250千円)

監査役 4名 23,169千円(うち社外監査役 3名 8,865千円)

上記の取締役の支給人員には、2020年6月26日開催の第74期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

上記のほか、2009年6月26日開催の第63期定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の打切り支給額は、以下のとおりであります。

退任取締役1名 16,000千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬額は年額500百万円以内(内、社外取締役分は年額300百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と2020年6月26日開催の第74期定時株主総会で承認されております。
監査役の報酬額は年額60百万円以内と2020年6月26日開催の第74期定時株主総会で承認されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取引状況の確認等、業務執行の監督を適正に行えるよう担当する部門があります。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
重松 開三郎	相談役	具体的な業務内容や会社を代表しての活動はなく、経営にも関与していません。	勤務実態はなく、報酬もありません。	2005/06/29	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1) 業務執行

当社の組織は、管理本部・営業本部・マーケティング本部・海外事業本部・生産本部(第一・第二)の6本部と、開発設計部・量産設計部・研究部・品質保証部等の6本部に属さない複数の独立した部を組み合わせ、業務運営を行っており、各本部・部の権限と責任は各種の社内規定で明確に定義した上で、相互牽制が有効に働く組織体制を構築しております。当社の業務は、取締役社長の監督の下で、各本部・部の権限と責任に基づいて、執行されております。

2) 監督・監査

当社は、取締役会及び監査役会により、業務の執行及び監査を行っております。

当社の取締役会は、取締役12名(内、社外取締役1名)で構成しており、定例取締役会を年7回開催しております。

取締役会は、全社経営機能を担う機関として、当社の経営戦略、業務戦略等の重要な意思決定や、各本部・部の業務執行上の重要事項の決定を行うとともに、その業務執行に対する監督を行っております。

また、必要に応じて、臨時取締役会を開催する等、迅速な経営の意思決定を行うことができる体制を整えております。

さらに、常勤取締役11名で構成する常勤取締役会を原則月1回開催しており、各本部・部の業務執行上の主要な事項について、タイムリーな審議・意思決定を行うとともに、取締役会に諮る必要のある重要事項は取締役会に上程しております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役4名(うち、社外監査役3名)で構成されております。

各監査役は、監査役会で決定された監査方針に基づき、監査に関する重要な事項等の報告・協議・決定を行うほか、取締役会等に出席して、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監査しております。

また、業務、財産の調査等とおして、会計監査人と定期的に連携を取って、会計監査の相当性の確保を図っております。

さらに、監査役の監査機能充実を図るために、コンプライアンス室との連携を取ることができる体制の整備に注力しております。

当社は、会計監査人としてアーク有限責任監査法人と監査契約を締結しております。アーク有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、会計監査が適切に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

以上のほかに、必要に応じて顧問弁護士から、法務面での専門的アドバイスを受けることで、経営管理及び業務執行の両面で、社外からの管理機能の充実を図っております。

3) 指名、報酬決定等の機能

取締役候補者の選任及び再任につきましては、取締役としての適正性に問題はない旨を取締役会で確認の上、株主総会の承認を得ております。

監査役候補者の選任及び再任につきましては、監査役会の同意を得た後、取締役会で確認の上、株主総会の承認を得ております。

また、取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定しております。

また、当社は2009年6月26日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、廃止した時点で在任していた取締役9名及び監査役3名に対しては、それぞれが取締役及び監査役を退任する時に、それぞれの就任時から第63期定時株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしております。その具体的な金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外監査役3名と常勤監査役1名で構成する監査役会が、取締役会の意思決定や業務執行に対する監督を、独立・公正な立場から監査する経営体制を整備しております。また、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役1名を選任し、独立・公正な立場から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言を通じて、取締役会の監督機能の強化を図っております。なお、社外監査役3名と社外取締役1名全員を独立役員として指定しております。

これらのコーポレート・ガバナンス体制により、経営の健全性及び経営監督機能の充実が図られていることから、現体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に財務情報のほか、新着情報、決算短信、決算説明資料(決算概要、次期の業績予想など)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業活動、及びサービスが環境に与える影響を的確に捉え、技術的・経済的に可能な範囲で環境目的・環境目標を定めて、ISO 14001 規格に準拠した環境管理システムを構築しております。また、内部環境監査を定期的を実施し、環境管理システムの運用状況を把握しております。	

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人は、法令、定款及び各種社内規定を遵守することを徹底するとともに、コンプライアンス規定、行動規範等に基づき、社会的責任及び企業倫理を尊重して行動し、反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。また、内部通報規定に基づき、コンプライアンス違反行為の早期発見及び早期是正を図る。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、各種社内規定に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧が可能な状態で定められた期間、保存・管理する。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する社内規定の整備に努めるとともに、ISO マネジメントシステムを継続的かつ効率的に運用することで、品質及び環境に対するリスクの極小化を図る。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、取締役会及び常勤取締役で構成する常勤取締役会において、策定された経営戦略・業務戦略等に基づき、各取締役が担当する業務の効率的かつ適正な執行を監督する体制の整備を行う。
- 5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が補助使用人を必要とする場合には、監査役の要請により、監査役を補助する使用人を配置する。
当該使用人が監査役を補助する場合は、監査役以外の指揮命令を受けない。
また、当該使用人の任命、評価等については、監査役の事前の同意を得る。
- 6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は、監査役に下記の事項について報告する。
 - a) 経営状況及び各事業本部・部の業務執行に係る重要な事項
 - b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項また、上記報告をした取締役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
- 7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行により生ずる費用または債務の処理に係る所要の費用請求等を受けた時は、監査役職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。
- 8) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、コンプライアンス室の監査結果や会計監査人の監査結果を定期的に受けるとともに、必要に応じて、顧問弁護士等の社外の専門家の意見を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社では、「コンプライアンス行動規範」において、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を、次のように定めております(該当部分を抜粋)。
 1. 法令や社内規定の厳格な遵守
私たちは、法令や社内規定を厳格に遵守し、社会規範にもとることなく誠実に行動します。
(中略)
 6. 反社会的勢力への対応
私たちは、暴力団、総会屋などの反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。」
- 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社の反社会的勢力の排除に向けた整備状況は、総務部を対応統括部署として、平素より所轄の警察署及び顧問弁護士との連絡を密にとり、緊急時の社内外の協力体制を整備しております。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、反社会的勢力の動静に関する情報の収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

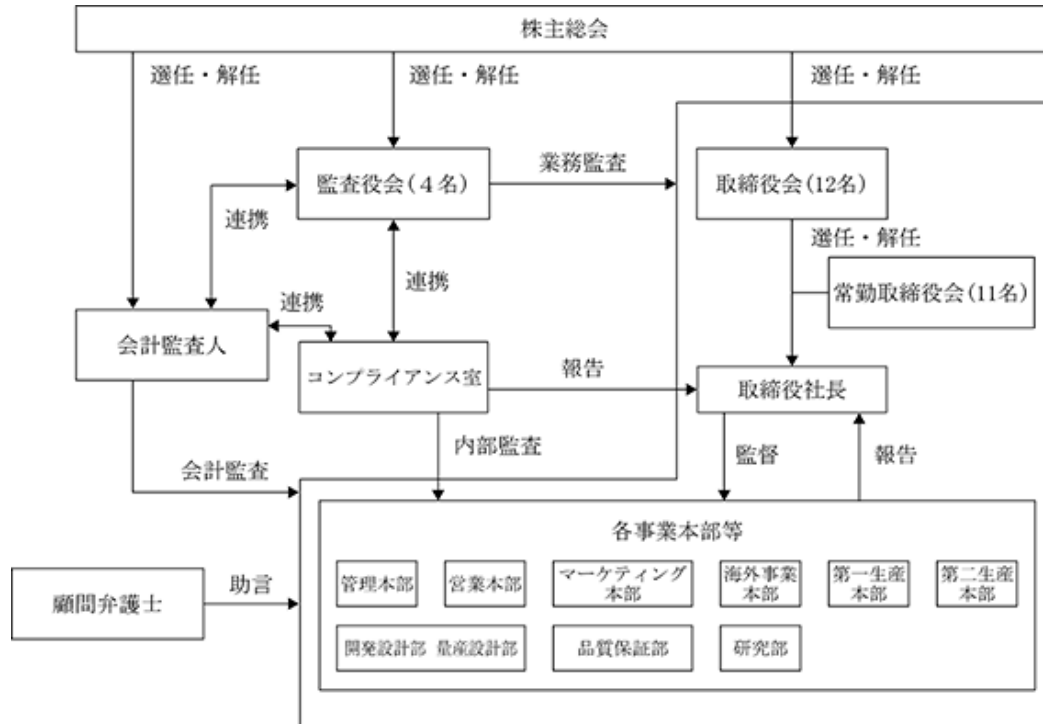
なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コンプライアンス違反行為の早期発見及び早期是正を図るための社内運用体制を整備しております。



【適時開示体制の概要】

